

■見舞金・祝金制度

見舞金・祝金制度の給付内容

□数 給付内容	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □
不慮の事故による 通院見舞金(5日以上)	一律 6,000円	一律 12,000円	一律 18,000円	一律 24,000円	一律 30,000円	一律 36,000円
病気による入院見舞金 (5日以上)	一律 6,000円	一律 12,000円	一律 18,000円	一律 24,000円	一律 30,000円	一律 36,000円
病気による通院見舞金 (7日以上)	一律 6,000円	一律 12,000円	一律 18,000円	一律 24,000円	一律 30,000円	一律 36,000円
結 婚 祝 金 (1年以上加入者)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
出 産 祝 金 (1年以上加入者)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
資格取得祝金 (1年以上加入者)	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円

見舞金・祝金制度の給付について ※見舞金は場合によっては、医師の診断書を提出していただく場合があります。

- ①見舞金・祝金は、高山商工会議所独自の制度です。なお、この見舞金・祝金は、制度運営費の一部によってまかなわれます。
- ②見舞金請求期限は事由発生後3年以内とします。祝金請求期限は事由発生後3年以内とします。
- ③見舞金・祝金を請求できるのは、ご加入中のみに限ります。
- ④見舞金を請求できるのは、年度中1回です。また同一の病気(事故)は1回限りで年度が変わっても出ません。
- ⑤見舞金の給付は定期保険(団体型)の諸保険金・給付金と重複してお支払いはできません。
- ⑥出産祝金は、男性の加入者は配偶者を対象として支払います。
- ⑦資格取得祝金は、何資格でも請求できます。(資格とは、国家資格等公的根拠を有するものをいう。)
- ⑧「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も定期保険(団体型)と同様に取扱います。

※ 詳細は、「見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

ご加入のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス

アクサ生命の加入者向けサービス

※ サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

さるぼぼ共済は、高山商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)(入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付)と当商工会議所独自の見舞金・祝金制度を会員の皆様にご利用いただくものです。

加入者(被保険者)のみなさまへ

定期保険(団体型)は契約者…高山商工会議所、被保険者…当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogho.jp/> TEL03(3286)2820

◆ このパンフレットは令和7年1月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更することがあります。

●お問い合わせ先

高山商工会議所

〒506-8678 高山市天満町5-1
TEL(32)0380 FAX(34)5379

《定期保険(団体型)引受保険会社》

アクサ生命保険株式会社

本社:〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー TEL03-6737-7777(代表)

《取扱店》

アクサ生命保険(株) 飛騨営業所

〒506-0025 高山市天満町5-13 杉ビル4F TEL34-5719 FAX34-9371

AXA-A1-2501-0035/512

会員事業所の皆様へ **高山商工会議所**

令和7年度 **さるぼぼ共済**
ご加入のおすすめ

ご留意
ください

高山商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)*を組み合わせた保障プラン名称がさるぼぼ共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)

入院給付金付災害割増特約 + 高山商工会議所独自の
ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型) 給付制度(見舞金 祝金制度)

商工会議所共済は、企業を守る、社長を守る、社員を守る、
会員の皆様と共に歩む地域企業共済制度です。



ご意向に沿った商品内容が
必ずご確認ください

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身の意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込み下さい。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事務所(事業主)から当所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険(団体型)契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報取扱われます。
- ⑤定期保険(団体型)契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報に変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

高山商工会議所会員事業所の皆様に お届けする！さるぼぼ共済！

① 診査なしで加入できます

加入者についての告知だけで、無診査ですから、簡単な手続でご加入いただけます。

② 業務上・業務外を問わず24時間保障

病気死亡・災害死亡・交通事故死亡はもちろん、不慮の事故による入院や高度障害についても保障します。

③ 配当金で実質負担を軽減

1年ごとの収支計算により、剰余金が生じたときには、配当金としてお返ししますので、実質負担はさらに軽減されます。

④ 健康増進に役立つ付帯サービスも

健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

⑤ 高山商工会議所独自の見舞金・祝金制度つき

万一の場合の保障だけでなく、入院や通院の見舞金、結婚・出産・資格取得などのうれしいときの祝金がついています。

⑥ 高山商工会議所独自の加入者優待還元事業

令和6年度実績事業 = 生活習慣病予防健診、入浴施設等の入場料割引

診査なし

1年更新で医師の
診査なし

24時間 保障

24時間保障で
休日も安心

還元事業も 充実

入浴施設、遊園地などの
入場料金割引等

さるぼぼ共済の取扱い

保険期間

保険期間は1年間(令和7年4月1日～令和8年3月31日)で毎年自動的に更新します。
(見舞金・祝金)・・・見舞金・祝金制度については本制度への加入が継続している間のお取扱いとなります。

加入資格・条件

- 高山商工会議所会員の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で令和7年4月1日現在年齢が14歳6か月を超え65歳6か月までで、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、60歳6か月を超える方は2口までを限度とします。なお、65歳6か月を超える方は2口限度で70歳6か月まで更新のみできます。
- 新規加入または増額を申込みれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*1に限りです。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年 以内の 健康状態	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病状やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上入院」とは、転院、転科を含めて1日も途切れず継続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病状やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは合併症・続発症を含む一連の傷病で、転院、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。) ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含みます。

別表 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症*2、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神障害、てんかん、肺炎、肺結核、アレルギー疾患、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

- 当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続をお取りください。
- 当商工会議所会員入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをされた場合、万が一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。

- *1 申込日(告知日)現在、正常に就業している方は加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある方を除いた方です。
 - 傷病により公休・休養などで欠勤している方
 - 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)
- *2 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上により報告告知事項に該当します。

加入申込月の翌月1日から効力が発生します。

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消となります。
ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

増口・減口の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申し込みください。なお、増口・減口につきましては申込月の翌々月1日より変更後の口数の保障内容となります。
加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

加入者に対しては、「(定期保険(団体型)加入者(被保険者)票)」を発行します。

- 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いします。所定の書類により請求手続きをおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方となります。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了解を得て請求手続きをおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院されたときは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保険金が消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、さるぼぼ共済から脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。
- 商工会議所独自の給付制度の受取人は加入者です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続きをおこなってください。

定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

★月額掛金

保険年齢	性 別	1口	2口	3口	4口	5口	6口
15歳～60歳	男 性	700円	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	4,200円
	女 性	700円	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	4,200円
61歳～65歳	男 性	1,230円	2,460円				
	女 性	907円	1,814円				
66歳～70歳 (更新のみ)	男 性	1,579円	3,157円				
	女 性	1,032円	2,064円				

※上記掛金には保険料のほか運営費が含まれています

※掛金は、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。

※保険年齢とは、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢のことをいいます。(年齢は満年齢で計算し、1年末満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てます。)

※61歳から70歳の保険料は更新により変動することがありますので予めご了承ください。

※掛金は、定期保険(団体型)の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。
(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。
(直審3-8)(所基通36-31の2)

税法上のお取扱い

記載の税務についてのお取扱いは令和7年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保障内容

- ・主契約:定期保険(団体型)
- ・特 約:入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		口 数	1口	2口	3口	4口	5口	6口
死 亡	不慮の事故により死亡したとき (死亡保険金(主契約)+災害保険金)		250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円
	上記以外の事由により死亡したとき (死亡保険金(主契約))		50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
高度障害	不慮の事故により高度障害状態*3のいずれかになったとき (高度障害保険金(主契約)+災害高度障害保険金)		250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円
	障害または疾病により高度障害状態*3のいずれかになったとき (高度障害保険金(主契約))		50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき (傷・病による入院は、更新時の1日数を算入。通算5日限度) (入院給付金)	1日につき	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円
	ガン*4で1日以上入院をしたとき (1年に1回限度) (ガン入院一時金)	1日につき	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円
	6大生活習慣病*4で1日以上入院をしたとき (1年に1回限度) (6大生活習慣病入院一時金)	1日につき	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円
	ガン*4の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき (ガン先進医療一時金)	1日につき	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円

※保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による障害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。

※ガン先進医療一時金については、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回分の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、随時見直しが行なわれています。

※1日入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいいます。病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

※3 お支払いの対象となる高度障害状態 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 両足またはそのやの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両肺臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその機能を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその機能を全く永久に失ったもの	7.1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその機能を全く永久に失ったもの 8.1 上肢の機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ※4 お支払いの対象となるガン ●食道、口咽および咽頭の悪性新生物 ●消化器の悪性新生物 ●呼吸器および肺臓内臓器の悪性新生物 ●胃および腸管軟肉の悪性新生物 ●皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	●中皮および軟部組織の悪性新生物 ●乳房の悪性新生物 ●女性生殖腺の悪性新生物 ●男性生殖腺の悪性新生物 ●骨髄形成性腫瘍群 ●眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ●甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ●部位不明腫、精巣部位および部位不明の悪性新生物 ●リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	●独立した(原発性)多部位の悪性新生物 ●上皮内新生物 ●真正赤血球増殖症(多血症) ●骨髄異形成症候群 ●慢性骨髄増殖性疾患 ●本態性(出血性)血小板減少症 ●ラングムハンス細胞組織球症
			※5 お支払いの対象となる6大生活習慣病 ●糖尿病 ●心疾患 ●高血圧性疾患 ●脳血管疾患 ●肝硬変 ●慢性腎不全